

報告第 23 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 30 日提出

座間市長 佐藤 弥斗

専決処分書



地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和7年9月17日

座間市長 佐藤 弥斗

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり和解し、損害を賠償するものとする。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 相手方 | 座間市座間2丁目2887番地の2
座間市商工会 |
| 2 | 和解の要旨 | 市は、相手方に対し2万円を支払う。 |
| 3 | 事故発生日時 | 令和7年8月28日午後4時10分頃 |
| 4 | 事故発生場所 | 座間市座間2丁目2887番地の2 座間市商工会館敷地内 |
| 5 | 事故の状況 | 職員が草刈り作業のため隣接している相手方建物の電源を借用し、作業終了後に電源用ケーブルを抜いた際に、相手方コンセントを破損させたものである。 |
| 6 | 損害賠償の額 | 2万円 |